令和８年（フ）第２６７号
岡山県倉敷市連島中央５丁目31番27号　ベルメゾン三宅　Ａ26、転居前の住所岡山県倉敷市水島北亀島町８番４―107号
債務者　小池　大稀
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２４５号
沖縄県中頭郡西原町上原２丁目13番地の１（ＧＯＯＤ　ＬＵＣＫ　Ｂ－２）
債務者　前島　範行
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２４９号
沖縄県糸満市字糸満2433番地の７
債務者　島袋　賀旭
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８８２号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台１丁目13番27号
債務者　三浦　美保
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２２５号
埼玉県新座市栄二丁目８番９－205号、旧住所埼玉県新座市畑中三丁目９番１号　三共開発　朝霞寮
債務者　渡邉　　晃
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２５０号
さいたま市南区松本２丁目22番１号　ＦＬＡＴ　ＳＡＩＫＯ－ＰＡＲＫ　203
債務者　江川恵美子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２７０号
埼玉県新座市新堀二丁目10番７号　有間荘２Ｆ
債務者　栗田　健二
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２７３号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目６番８号　ダンディテン205号
債務者　木村かつみ
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２７５号
埼玉県和光市白子３丁目22番21号　美馬ハイツ202
債務者　齋藤　　克
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３１７号
さいたま市見沼区大字南中丸963番地８
債務者　齋藤　　豊
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３０号
埼玉県川口市西川口３丁目８番５号　ウエストリバーハイツ201号
債務者　阿嘉　廣美（旧姓川口）
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４３号
さいたま市岩槻区日の出町１番37号　あおぞら荘
債務者　早乙女孝弘
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９１号
埼玉県春日部市上蛭田63番地５　さかえ荘８号、旧住所埼玉県春日部市中央１丁目７番地23　ミランダルッシェロ202号
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５１６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3238番地４
債務者　鈴木規輔子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２９０号
鹿児島市東谷山５丁目４番15号　シュプール301号
債務者　杉元　幹彦
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１９号
鹿児島市谷山中央２丁目702番地16　ビレッジハウス谷山２―408号、前住所鹿児島市宇宿２丁目27番12号　グローリアス21　402号
債務者　末満　洋人
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係